

平成 23 年度

包括外部監査の結果報告書

群馬県包括外部監査人

平田 稔



## I 包括外部監査の概要

第1	監査の種類	1-1
第2	選定した特定の事件	1-1
第3	事件を選定した理由	1-1
第4	包括外部監査の方法	1-2
1.	監査対象部局及び対象債権	1-2
2.	監査要点	1-2
第5	包括外部監査の実施期間	1-2
第6	包括外部監査人及び補助者	1-2
第7	利害関係	1-3

## II 群馬県の債権の概要

第1	債権の概要	2-1
1.	債権の概要	2-1
2.	債権の種類	2-2
第2	群馬県の債権の概要	2-4
第3	収入未済額について	2-10
第4	不納欠損処理について	2-18

## III 債権管理体制の概要

第1	群馬県における債権管理体制について	3-1
1.	県税に関する規定について	3-1
2.	県税以外の強制徴収公債権に関する規則について	3-3
3.	非強制徴収公債権及び私債権に関する規定について	3-4
4.	貸付金等の集計方法について	3-11
5.	収入未済額の集計方法について	3-11
6.	債務保証・損失補償の管理体制について	3-11
第2	債権管理システムの概要	3-15
第3	税務課、県税事務所等及び自動車税事務所における債権管理について	3-16
第4	その他の所管課における債権管理について	3-17

## IV 実施した監査手続の概要

第1	監査の対象とした債権について	4-1
1.	監査の対象とした債権について	4-1

2.	監査の日程及び対象とした所管課等について	4-2
第2	債権の監査手続について	4-4
1.	税債権について	4-4
2.	税債権以外の債権（税外債権）について	4-5
第3	平成13年度の包括外部監査結果の改善状況について	4-6

## V 監査の結果及び意見

第1	計画的業務の執行管理体制について	5-1-1
1.	計画的業務の執行管理体制について	5-1-1
2.	一元的債権管理体制と情報システムの更なる有効活用について	5-1-4
第2	情報システムについて	5-2-1
1.	税務システムの概要	5-2-1
2.	財務会計システムの概要	5-2-4
3.	税務システム及び財務会計システム共通事項について	5-2-5
4.	税務システムについて	5-2-7
5.	財務会計システムについて	5-2-9
第3	平成13年度の包括外部監査結果の改善状況について	5-3-1
第4	税債権について	5-4-1
1.	業務執行のモニタリングについて	5-4-1
2.	不動産取得税の課税時期について	5-4-6
3.	法人の事業税の課税免除税額還付時期について	5-4-9
4.	法人調査結果の納税者へのフィードバックについて	5-4-10
5.	課税計算結果のチェック体制について	5-4-11
6.	収納事務の管理について	5-4-11
7.	市町村との連携について	5-4-15
8.	県税納付誓約書の実行性について	5-4-26
9.	財産の差押えについて	5-4-27
10.	除帳処分について	5-4-28
11.	業務執行の時期について	5-4-29
12.	高額な公売金額の算定価額について	5-4-30
第5	税外債権について	5-5-1
1.	市町村建設事業資金貸付金（市町村課）について	5-5-1
2.	群馬県社会福祉協議会貸付金（健康福祉課）について	5-5-3
3.	生活保護費返還金（健康福祉課）について	5-5-6
4.	各種修学資金貸付金（医務課）について	5-5-10
5.	介護福祉士修学資金貸付金（介護高齢課）について	5-5-12

6.	母子寡婦福祉資金貸付金（子育て支援課）について・・・・・・・・	5-5-15
7.	児童措置費（子育て支援課）について・・・・・・・・	5-5-29
8.	27条負担金及び56条負担金（障害政策課）について・・・・・・・・	5-5-32
9.	廃タイヤ撤去行政代執行費用納付命令金（廃棄物・リサイクル課） 及び流出防止代（技術支援課）について・・・・・・・・	5-5-33
10.	林業公社事業資金貸付金（林政課）について・・・・・・・・	5-5-36
11.	林業振興課各種貸付金（林業振興課）について・・・・・・・・	5-5-39
12.	就農支援資金貸付金（農業経済課）について・・・・・・・・	5-5-44
13.	中小企業向け融資に係る貸付金（商政課）について・・・・・・・・	5-5-47
14.	県営住宅使用料（建築住宅課）について・・・・・・・・	5-5-56
15.	地域改善対策奨学金（義務教育課）について・・・・・・・・	5-5-62

## I 包括外部監査の概要

### 第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 第2 選定した特定の事件

債権（主に貸付金及び収入未済額）の管理に関する事務の執行について

### 第3 事件を選定した理由

群馬県の平成21年度の普通会計の貸借対照表（地方公会計改革に基づく「総務省方式改訂モデル」（注1）による）に計上されている債権は、貸付金24,202百万円、未収金（注2）2,618百万円及び長期延滞債権（注2）8,644百万円であり、長期延滞債権の内訳は、貸付金996百万円、県税等の収入未済額7,648百万円である。債権総額35,464百万円に対する長期延滞債権の比率は24.4%となっている。この長期延滞債権に対して4,066百万円が回収不能と見積もられている。

貸付金については、平成13年度の包括外部監査のテーマであり、平成14年7月10日付で知事より監査委員に宛て「平成13年度包括外部監査結果（貸付金の管理事務）に対する措置について（通知）」が出されている。その後10年程経過しているが、平成23年度には当時から回収を懸念されていた社団法人群馬県林業公社の解散手続が開始される等の状況もあり、最近の債権管理に関する事務の執行について検証を行うことは有意義であると判断した。

また、平成21年度の収入未済額の多くは県税に関する債権であるが、財政改革が標榜されており、新行政改革大綱においても、「県税収入の確保」とともに「債権の適切な管理と収入未済額の圧縮」が謳われている。県民の負担すべき税が公平に徴収されているか否かは県民にとって大きな関心事である。同様にその他の収入未済額についても適切に管理されていることを監査の対象とすることは有意義であると考えた。

（注1）：総務省改訂モデル

新地方公会計制度研究会報告書（総務省平成18年5月）により、新たな公会計制度整備の財務諸表作成方法として、基準モデル及び総務省方式改訂モデルが示され、県は総務省方式改訂モデルにより作成している。

（注2）：未収金及び長期延滞債権については、「II 第1 1. 債権の概要」参照

## 第4 包括外部監査の方法

### 1. 監査対象部局及び対象債権

次の部局（地域機関を含む）の所管する債権を監査の対象とした。

- 総務部
- 健康福祉部
- 産業経済部
- 議会事務局
- 企画部
- 環境森林部
- 県土整備部
- 教育委員会
- 生活文化部
- 農政部
- 会計局
- 公安委員会

### 2. 監査要点

- (1) 債権管理体制(情報システム及び人員体制を含む)の整備状況・運用状況は、関連法令及び規則等に従い適正に整備され、経済的効率的に行われているか。
- (2) 債権の貸付け及び回収事務が、関連法令及び規則等に従い適切に行われているか。
- (3) 発生した債権は、網羅的に把握されているか。
- (4) 請求手続は、適時に行われているか。
- (5) 回収した債権は、網羅的に把握されているか。
- (6) 収入未済額の状況把握と対策が、適切に行われているか。
- (7) 債権の保全手続は、適切に行われているか。
- (8) 不納欠損処理は、適切に行われているか。
- (9) 債務保証・損失補填は、適切に管理されているか。

## 第5 包括外部監査の実施期間

平成23年6月20日から平成24年2月20日まで

## 第6 包括外部監査人及び補助者

### (1) 包括外部監査人

公認会計士 平田 稔

### (2) 補助者

公認会計士 永井 乙彦

公認会計士 松井 理

公認会計士 廣瀬 信二

公認会計士 松岡 光弘

公認会計士 森田 亨

公認会計士	金井	孝純	
公認会計士	田中	陽子	
公認会計士	福田	秀幸	
公認会計士	小池	幸男	
公認情報システム監査人	鷺崎		史
公認情報システム監査人	小野		史人

## 第7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。



